

○総務省令第三十二号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十五条及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十七条の二の規定に基づき、地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

総務大臣 石田 真敏

地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令

地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一号 (第三条関係)

勘定科目表  
収益

1 水道事業又は工業用水道事業

款	項	目	節
[略]	[略]	[略]	[略]

2 軌道事業及び鉄道事業

款	項	目	節
[略]	[略]	[略]	[略]

3 自動車運送事業

款	項	目	節
[略]	[略]	[略]	[略]

〔(注) 略〕

4 電気事業

款	項	目	節
[略]	[略]	[略]	[略]

5 ガス事業

款	項	目	目
ガス事業収益	製品売上		
			ガス売上 託送供給収益 事業者間精算収益
	[略]		[略]

6 病院事業

款	項	目	節
[略]	[略]	[略]	[略]

改正前

別表第一号 (第三条関係)

勘定科目表  
収益

1 水道事業又は工業用水道事業

款	項	目	節
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

2 軌道事業及び鉄道事業

款	項	目	節
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

3 自動車運送事業

款	項	目	節
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

〔(注) 同左〕

4 電気事業

款	項	目	節
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

5 ガス事業

款	項	目	目
ガス事業収益	製品売上		
			ガス売上 コークス売上 ターナル売上 ターナル製品売上 その他副産物売上
	[同左]		[同左]

6 病院事業

款	項	目	節
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

費用

1 水道事業又は工業用水道事業			
款	項	目	節
水道事業費用又は工業用水道事業費用	営業費用	原水費	[略]
			實与引当金繰入額
			[略]

〔注〕 略]

費用

1 水道事業又は工業用水道事業			
款	項	目	節
水道事業費用又は工業用水道事業費用	営業費用	原水費	[同左]
			實与引当金繰入額
			[同左]

〔注〕 同左]

2 軌道事業及び鉄道事業

款	項	目	節
軌道事業（鉄道事業）費用	営業費用	線路保存費	[略]
			厚生福利費
			[略]
			厚生福利費
			[略]
		電路保存費	[略]
			厚生福利費
			[略]
		車両保存費	[略]
			厚生福利費
			[略]
		運転費	[略]
			厚生福利費
			[略]
		運輸管理費	[略]
			厚生福利費

2 軌道事業及び鉄道事業

款	項	目	節
軌道事業（鉄道事業）費用	営業費用	線路保存費	[同左]
			厚生福利費
			賃金
			[同左]
			[同左]
		電路保存費	[同左]
			厚生福利費
			賃金
			[同左]
		車両保存費	[同左]
			厚生福利費
			賃金
			[同左]
		運転費	[同左]
			厚生福利費
			賃金
			[同左]
		運輸管理費	[同左]
			厚生福利費
			賃金

		旅客誘致費	[略]
		厚生福利費	[略]
		厚生福利施設費	[略]
		一般管理費	[略]
		厚生福利費	[略]
			[略]

		旅客誘致費	[同左]
		厚生福利費	[同左]
		厚生福利施設費	[同左]
		一般管理費	[同左]
		厚生福利費	[同左]
			[同左]

3 自動車運送事業

款	項	目	節
[略]	[略]	[略]	[略]

【(注) 略】

3 自動車運送事業

款	項	目	節
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

【(注) 同左】

4 電気事業

款	項	目	節
電気事業費用	営業費用	水力発電費	[略]
			厚生福利費
			[略]

【(注) 略】

4 電気事業

款	項	目	節
電気事業費用	営業費用	水力発電費	[同左]
			厚生福利費
			賃金
			[同左]

【(注) 同左】

5 ガス事業

款	項	目
ガス事業費用	製造費	[略]
		賃与引当金繰入額
		[略]

5 ガス事業

款	項	目
ガス事業費用	製造費	[同左]
		賃与引当金繰入額
		賃金
		[同左]

	売上原価	ガス売上原価
	供給販売及び一般管理費	[略] 償与引当金繰入額 [略]
		[略] 賃借料 託送料 [略]
		雑費 事業者間精算費 [略]

〔注〕 略]

	売上原価	ガス売上原価 コークス売上原価 ターナル売上原価 ターナル製品売上原価 その他副産物売上原価
	供給販売及び一般管理費	[同左] 償与引当金繰入額 賃金 [同左]
		賃借料
		[同左]
		雑費
		[同左]

〔注〕 同左]

6 病院事業			
款	項	目	節
病院事業費用	医業費用	給与費	[略]
			償与引当金繰入額

6 病院事業			
款	項	目	節
病院事業費用	医業費用	給与費	[同左]
			償与引当金繰入額 (賃金)

固定資産

資産

1 水道事業又は工業用水道事業			
款	項	目	
[略]	[略]		[略]

1 水道事業又は工業用水道事業			
款	項	目	
[同左]	[同左]		[同左]

2 軌道事業及び鉄道事業			
款	項	目	節
[略]	[略]	[略]	[略]

2 軌道事業及び鉄道事業			
款	項	目	節
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

3 自動車運送事業

款	項
[略]	[略]

4 電気事業

款	項	目	節
[略]	[略]	[略]	[略]

5 ガス事業

款	項	目
[略]	[略]	[略]

〔(注) 略〕

6 病院事業

款	項	目	節
[略]	[略]	[略]	[略]

流動資産

款	項
[略]	[略]

〔(注) 略〕

繰延資産

款
[略]

資本

資本金	款	項
[略]		

剰余金

款	項	目
[略]	[略]	[略]

固定負債

負債

3 自動車運送事業

款	項
[同左]	[同左]

4 電気事業

款	項	目	節
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

5 ガス事業

款	項	目
[同左]	[同左]	[同左]

〔(注) 同左〕

6 病院事業

款	項	目	節
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

流動資産

款	項
[同左]	[同左]

〔(注) 同左〕

繰延資産

款
[同左]

資本

資本金	款	項
[同左]		

剰余金

款	項	目
[同左]	[同左]	[同左]

固定負債

負債

款	項
[略]	[略]

流動負債	項
款	[略]
[略]	[略]

繰延収益
款
[略]
[注] 略

別記第三号 (第四十六条関係)

給与費明細書様式

給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
本年度	( )	( )						
前年度	( )	( )						
比較	( )	( )						

区分	手当の 内訳				
	何手当 (千円)	何手当 (千円)	何手当 (千円)	何手当 (千円)	何手当 (千円)
本年度					
前年度					
比較					

(注) 1 報酬又は給料をもって支弁される職員で予算の積算の基礎となったものについて記

款	項
[同左]	[同左]

流動負債	項
款	[同左]
[同左]	[同左]

繰延収益
款
[同左]
[注] 同左

別記第三号 (第四十六条関係)

給与費明細書様式

給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)		
本年度	( )	( )						
前年度	( )	( )						
比較	( )	( )						
損益勘定 資本勘定 資本勘定 合 計	( )	( )						

区分	手当の 内訳				
	何手当 (千円)	何手当 (千円)	何手当 (千円)	何手当 (千円)	何手当 (千円)
本年度					
前年度					
比較					

(注) 1 報酬、給料又は賃金ををもって支弁される職員で予算の積算の基礎となったもの

<p>載すること。 [ 2 略]</p> <p>2 給料及び手当の増減額の明細 [表略]</p> <p>(注) 1 一般職の職員の給与について記載すること。 [ 2 略]</p> <p>3 給料及び手当の状況 [(1)・(2) 略] (3) 級別職員数 [表略]</p> <p>(級別の基準となる職務)</p> <p>[表略] [(4)～(6) 略]</p> <p>(7) 定年退職及び広基認定退職に係る退職手当 [表略]</p> <p>[(8) 略]</p> <p>(注) 1 一般職の職員の給与について記載すること。 [ 2～4 略]</p> <p>5 「(2) 初任給」、 「(6) 期末手当・勤勉手当」及び「(7) 定年退職及び広基認定退職に係る退職手当」の「一般会計の制度」又は「(8) その他の手当」の「一般会計の制度との異同」は、一部事務組合又は広域連合の経営に係る事業にあつてはそれぞれ「主たる構成団体の一般会計の制度」又は「主たる構成団体の一般会計の制度との異同」と、財務規定等のみを適用している事業（一部事務組合又は広域連合の経営に係るものを除く。）にあつてはそれぞれ「国の制度」又は「国の制度との異同」とすること。 [ 6・7 略]</p> <p>8 「(3) 級別職員数」の「(級別の基準となる職務)」は、原則として、当該事業会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る職種について作成すること。 [ 9・10 略]</p>	<p>について記載すること。ただし、「職員数」の「一般職」欄は、報酬又は賃金をもつて支弁される職員を除くこと。 [ 2 同左]</p> <p>2 給料及び手当の増減額の明細 [表同左]</p> <p>(注) 1 一般職の職員の給与（報酬又は賃金をもつて支弁される職員に係る給与を除く。）について記載すること。 [ 2 同左]</p> <p>3 給料及び手当の状況 [(1)・(2) 同左] (3) 級別職員数 [表同左]</p> <p>(級別の標準的な職務内容)</p> <p>[表同左] [(4)～(6) 同左]</p> <p>(7) 定年退職及び勤退退職に係る退職手当 [表同左]</p> <p>[(8) 同左]</p> <p>(注) 1 一般職の職員の給与（報酬又は賃金をもつて支弁される職員に係る給与を除く。）について記載すること。 [ 2～4 同左]</p> <p>5 「(2) 初任給」、 「(6) 期末手当・勤勉手当」及び「(7) 定年退職及び勤退退職に係る退職手当」の「一般会計の制度」又は「(8) その他の手当」の「一般会計の制度との異同」は、一部事務組合又は広域連合の経営に係る事業にあつてはそれぞれ「主たる構成団体の一般会計の制度」又は「主たる構成団体の一般会計の制度との異同」とし、財務規定等のみを適用している事業（一部事務組合又は広域連合の経営に係るものを除く。）にあつてはそれぞれ「国の制度」又は「国の制度との異同」とすること。 [ 6・7 同左]</p> <p>8 「(3) 級別職員数」の「(級別の標準的な職務内容)」は、原則として、当該事業会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る職種について作成すること。 [ 9・10 同左]</p>
---	--

備考 表中の [ ] の記載は注記である。



## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、平成三十二年四月一日から施行し、平成三十二年度の事業年度から適用する。

### (経過措置)

2 この省令の施行の日以後に平成三十二年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができないやむを得ない事情がある場合限り、この省令による改正前の様式によることができる。